

**改正**

昭和41年12月23日条例第57号

平成18年12月21日条例第89号

平成20年3月19日条例第6号

平成21年3月24日条例第6号

平成23年9月29日条例第48号

平成26年3月20日条例第12号

平成27年10月1日条例第55号

新潟市スポーツ推進審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、同条に規定するスポーツ推進審議会等の設置、所掌事務及び組織その他必要な事項について定めるものとする。

(設置)

**第2条** 本市に、市長の附属機関として、新潟市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第3条** 審議会は、市長の諮問に応じて、本市のスポーツの推進に関し、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備及び運営に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

**第4条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(任期)

**第5条** 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

**第6条** 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第7条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、市長が規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

(審議会の委員の任期の特例)

2 新潟市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第55号）の施行の日において現に審議会の委員である者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に満了する。

附 則（昭和41年条例第57号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年条例第89号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条の規定により置かれた新潟市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の第2条の規定により置かれた新潟市スポーツ推進審議会（以下「新審議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、施行日に、改正後の第6条第2項の規定により新審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

**附 則** (平成26年条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。